

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(設置)

第1条 財政状況や施設の建替え需要等を踏まえ、公共施設を有効かつ効率的に活用するために、豊橋市ファシリティマネジメント推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針の実施に関すること。
- (2) その他ファシリティマネジメントに係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長、副会長及び会員には、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会議で審議する所掌事項について検討及び調査研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る関係部長等を出席させることができる。

(検討会議)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、検討会議を設置することができる。

- 2 検討会議は、会議で審議する具体的事項について検討及び調査研究する。
- 3 検討会議は、幹事長が指名する関係課長等により構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、財務部資産経営課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

別表 2

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議

「幹事会」

役 職	職 名
会 長	副市長*
副 会 長	副市長
会 員	教育長
〃	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長
〃	こども未来部長
〃	健康部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園長
〃	市民病院事務局長
〃	上下水道局長
〃	消防長
〃	教育部長

計 2 1 名

役 職	職 名
幹 事 長	財務部長
幹 事	行政課長
〃	財政課長
〃	資産経営課長
〃	政策企画課長
〃	建築課長
〃	都市計画課長

計 7 名

※会長は豊橋市副市長事務分担規則（令和 4 年豊橋市規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる副市長（財務部に属する事務を分担する副市長）とし、副会長は同規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる副市長とする。